

様式第 1 号（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	令和 3 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和 3 年12月10日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町 2 丁目253番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第2条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	令和4年度新たに住民税非課税世帯等となった世帯に対する臨時特別給付金の支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和4年6月1日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町2丁目253番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	令和 4 年度住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和 4 年 9 月 30 日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和 5 年度住民税非課税世帯等）に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和 5 年 6 月 1 日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（追加分）支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和 5 年度住民税非課税世帯等）に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（追加分）支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和 5 年 12 月 1 日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633 倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯）に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和 5 年12月 1 日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町 2 丁目253番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第2条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（こども加算分）支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯等）のうち18歳以下の児童がいる世帯に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（こども加算金）支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和5年12月1日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町2丁目253番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第2条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯）に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和6年6月3日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びそれら以外の者で給付金の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町2丁目253番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第2条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（住民税非課税世帯）支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度新たに住民税非課税となった世帯等）に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和6年6月3日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びそれら以外の者で給付金の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町2丁目253番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	本市の課税台帳に令和 6 年度の税情報が記録されている者	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書、届出書等、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町 2 丁目253番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第 1 号（第 2 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（住民税非課税世帯）支給台帳	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織（部署）の名称	健康福祉部福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和 6 年度住民税非課税世帯）に対して、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金支給事務の実施のため	
記録項目	世帯番号、宛名番号、郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、世帯情報、住民となった日、住民でなくなった日、口座情報、支給額、受付日、支給決定日、住民税情報、生活保護受給情報、DV、施設入所情報	
記録範囲	基準日（令和 6 年12月13日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で給付金の支給の申請を本市に対して行った者。	
記録情報の収集方法	本人から提出された確認書または申請書、市民課・税務課から提供された住基情報及び住民税情報、他市町村からの通知、事務の実施のため職員が調査等したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織（部署）の名称及び所在地	（名 称）倉吉市役所健康福祉部福祉課	
	（所在地）〒682-8633倉吉市堺町 2 丁目253番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	